

# 農産物の付加価値の向上

25

6次産業化に取り組みたい



農林漁業者等が、地域の様々な業種の事業者と6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して補助します。

＜事業名：6次産業化ネットワーク活動交付金＞

本年度の募集は終了しました

## 対象となる方

農林漁業者団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

## 支援内容

六次産業化・地産地消法（※1）又は農商工等連携促進法（※2）の認定を受けた農林漁業者団体等が制度資金等の融資を活用して行う、次の整備に対して補助します。（補助率：3/10以内、交付金上限額：1億円）

- ① 農林漁業者団体が行う6次産業化の取組等のために必要な農林水産物等の加工・販売用施設やこれらと併せて行う農業用機械等の整備
- ② 中小企業者と農林漁業者団体等が連携して行う新商品の生産に取り組むために必要な機械・施設の整備

（※1） 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

（※2） 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

※また、支援を受けるためには、農林漁業者団体が食品事業者、流通業者等者と連携して取り組む必要があります。

## お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・地域センター

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課（TEL：03-6738-6473）

- 資金の融資については、37「農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい」（P48）をご覧ください。
- 資金の出資については、41「6次産業化の取組に対して出資を受けたい」（P54）をご覧ください。

新商品の試作やパッケージデザインの開発費用、商談会への出展費用を  
補助します。

＜事業名：6次産業化ネットワーク活動交付金＞

本年度の募集は終了しました

対象となる方

農林漁業者やその団体、これらの方々と連携して取り組む2次・3次  
産業の事業者 等

支援内容

＜①新商品を開発したい＞

新商品の試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための  
成分分析等の費用の一部（1/3以内\*）を補助します。

＜②販路を開拓したい＞

試作品の試食会や試験販売の実施、民間事業者が開催する商談会に出  
展するための費用の一部（1/3以内\*）を補助します。

\* 市町村の6次産業化戦略・構想に基づく取組については、1/2以内。

\* また、支援を受けるためには、農林漁業者等が食品事業者、流通業者  
等と連携して取り組む必要があります。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・地域センター

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課（TEL：03-6738-6473）

市町村等が地域ぐるみで新商品開発等を行う場合、材料費、成分分析等  
検査費、新商品開発を行うための加工機械等の整備費用を補助します。

＜事業名：6次産業化ネットワーク活動交付金＞

本年度の募集は終了しました

対象となる方

地方公共団体、6次産業化・地産地消化推進協議会の構成員、促進事業者

支援内容

市町村の6次産業化戦略・構想に沿って、市町村等が地域ぐるみで地域  
資源を活用した新商品開発等を行う場合、材料費、成分分析等検査費など  
を支援します（補助率：1/2以内）

また、市町村等（六次産業化・地産地消法に位置付けられた促進事業者  
を含む。）が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発等  
の取組に必要となる加工機械等の整備に対して支援します。（補助率：1  
/2以内、交付金上限額：3千万円）

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・地域センター

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課（TEL：03-6738-6473）

借受予定者やその資金使途に応じて、制度資金が利用できます。

37

「農業用機械・施設の整備など経営に必要な資金を借りたい」（P48）

個人

法人

集落  
営農補助  
・  
交付金

→ オールジャパンでの輸出を目指す品目別輸出団体が整備されています。  
 <事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業>

申請期間：本年度の募集は終了しました（※1～6全て）

## 1. ジャパン・ブランドの確立を図る取組

**品目別輸出団体** 水産物、コメ・コメ加工品、花き、牛肉、茶及び林産物（木材）について、輸出促進の司令塔及びマーケティングを担う団体

**品目別輸出団体の取組内容**

農林水産省が策定した『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』及び輸出戦略実行委員会で定める『輸出拡大方針』に沿って、上記の6品目について、ジャパン・ブランドを確立するため、産地間連携による周年供給体制の実現のための国内検討会の開催、相手国・地域での生産・流通状況、動植物検疫や通関の手続き等に関する海外マーケットの調査、海外での日本産品の普及・定着のためのPR等に取り組みます。

- 品目別輸出団体名とお問い合わせ先
 

・ 水産物・水産加工品輸出拡大協議会	TEL : 03-3585-6985
・ 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	TEL : 03-5643-1720
・ 一般社団法人日本木材輸出振興協会	TEL : 03-5844-6275
・ 全国花き輸出拡大協議会	TEL : 03-3664-8739
・ 日本畜産物輸出促進協議会	TEL : 03-6206-0846
・ 日本茶輸出促進協議会	TEL : 03-3434-2001



A taste of Japan - Let's eat delicious Wagyu!

→ 産地間連携等による輸出振興体制を構築を図る取組を支援します。  
 <事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業>

## 2. 産地間連携等による輸出振興体制を構築を図る取組

**対象となる方**

農林漁業者、商工業者の組織する団体 等

※ 国別・品目別輸出戦略に掲げる品目について、国内の主要な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体や、地方農政局等の管轄区域に準ずる規模において、複数の品目を取りまとめる団体 等

**支援内容**

（補助率：①・②は定額、③は2分の1）

### ① 産地間連携等推進検討会の開催

産地間連携による輸出期間の長期化やリレー輸出、鮮度保持技術の研究・開発等をテーマとした検討会を開催する際の経費を補助します。

### ② 取扱品目に係る海外マーケットの調査

対象国・地域での流通状況や競合品の販売状況、輸入慣行等に関する調査を実施する際の経費を補助します。

### ③ 産地間連携等による海外での販路開拓

産地間連携等を通じて、対象国・地域での販路開拓のため、国際見本市への出展や商談会の開催等の販売促進活動を実施する際の経費を補助します。

### ＜活用例＞

青果物の主要な産地の連携による団体を設立し、リレー輸出を通じた周年供給体制を目指す。





地域の活性化のための輸出環境整備及び商流拡大の取組を支援します。  
＜事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

### 3. 地域活性化モデルの取組

対象となる方 都道府県協議会 等

#### 支援内容

(補助率：2分の1)

国別・品目別輸出戦略に掲げる品目のうち地域の特産品とされている品目について、地域の農林漁業者や食品事業者等と一体となって輸出に取り組む都道府県の協議会等が、当該地域の活性化を目的として、GLOBALG. A. P.、ハラール認証の取得等の輸出環境整備及び多品目混載輸送や輸送コストの低減等を伴う新興市場向けの海外販売促進活動を実施する際の経費を補助します。



海外での販売促進活動や広報活動の取組を支援します。  
＜事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

### 4. 輸出産地等による海外販売促進活動の取組

対象となる方 農林漁業者、商工業者の組織する団体 等

#### 支援内容

(補助率：2分の1)

輸出戦略に掲げる品目について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、輸出戦略における重点国・地域等への輸出拡大を図るため、対象国・地域において、国際見本市への出展、試食・商談会の開催等の販売促進活動や、商品パンフレットの配布等による効果的な広報活動を実施する際の経費を補助します。

支援対象となる取組は、次の（1）又は（2）となります。

- (1) 原発事故による輸入停止措置が解除され、輸出証明書の提出により輸出可能となつた都道府県の品目や、輸入規制措置が実質的に緩和され、輸出が可能となつた都道府県の品目に係る取組
- (2) 動植物検疫の二国間協議が終了し、輸出解禁となつた品目に係る取組

→ 輸出先国の各種基準に対応するための取組等を支援します。

＜事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

## 5. 輸出環境整備を図る取組

### 対象となる方

農林漁業者、商工業者の組織する団体、民間事業者 等

### 支援内容

(補助率：2分の1)

国別・品目別輸出戦略に掲げる品目について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が、対象国・地域が求める検疫条件への対応、GLOBALG.A.P.、ハラール認証等の国際的に通用する認証の取得・更新、対象国・地域の有機認証等の他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新等に掛かる経費を補助します。



→ 先進的な輸送技術を活用して、試験輸送を行い、最適な輸出モデルの開発・実証を行う取組を支援します。

＜事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

## 6. 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組

### 対象となる方

農林漁業者、商工業者の組織する団体 等

### 支援内容

(補助率：2分の1)

国別・品目別輸出戦略に掲げる品目について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を図るため、国内外での複数の輸送方法や経路との組合せを検討の上で、長期間かつ多品目の輸送に耐え得る品質保持技術等を活用し、最適な輸出モデルの開発・実証を行う際の経費を補助します。

※輸出促進のための各種支援策については、以下のHPをご覧ください。

(URL) <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

### お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：食料産業局輸出促進グループ (TEL:03-6744-7045)

→ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に支援します。

＜事業名：環境保全型農業直接支払交付金＞

申請期間：平成27年4月1日～平成27年8月31日

### 支援内容

#### ＜対象者＞

農業者の組織する団体、農業者及びその他の者（地域住民等）の組織する団体、一定の条件を満たす農業者

支援対象になるには以下の要件を満たす必要があります。

- ・エコファーマー認定を受けていること
- ・農業環境規範に基づく点検を行っていること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術指導や理解増進の活動等）に取り組むこと

#### ＜支援対象取組（単価は国と地方の合計）＞

	対象取組	10a当たりの支援単価
全国 共通取組	緑肥の作付け	8,000円
	堆肥の施用	4,400円
	有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円 (3,000円)
地域特認 取組	地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組 ※対象取組や支援単価は、承認を受けた都道府県により異なります	3,000円～ 8,000円

#### 拡充

2つの取組を行う場合も支援の対象となり、この場合は最大16,000円/10aが交付されます。  
(例：緑肥の作付け+冬期湛水管理)。ただし、内容が一部重複する取組の組み合わせは不可。

#### 地球温暖化防止に効果の高い営農活動

##### 支援対象となる取組（例）

###### 緑肥の作付け



###### 全国共通取組

###### 堆肥の施用



###### 全国共通取組

5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付や堆肥を施用する取組

#### 生物多様性保全に効果の高い営農活動

##### 支援対象となる取組（例）

###### 有機農業



###### 全国共通取組

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

###### 冬期湛水管理



###### 地域特認取組

5割低減の取組の前後のいずれかの冬期間に水田に水を張る取組

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。  
(URL) [http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/mainp.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html)

#### お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・農政事務所・地域センター

農林水産省担当課：生産局農業環境対策課環境直接支払班 (TEL:03-6744-0499)

再エネによる売電収入を農業経営や共同利用施設の設置など地域の農林漁業の発展に活用するため、農林漁業者等が主導して行う発電事業の構想から運転開始までに必要となる手続や取組を支援します。

＜事業名：農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業＞

本年度の募集は終了しました

## 1. 地域における活動への支援

### 支援内容

発電事業に意欲を有する農林漁業者の方々やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。（補助率定額（上限600万円、ただし新規地区の地方公共団体は上限300万円））

※ 発電施設の整備（詳細設計を含む。）は、支援の対象となりません。また、実証事業ではありません。  
※ 太陽光発電は支援の対象となりません。（27年度新規採択分より）

- 発電事業を行おうとする農林漁業者やその組織する団体又はこれをコーディネートする地方公共団体や民間事業者が対象です。  
(市町村が事業実施主体となる場合には、本事業を活用して、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成することが可能です。)
- 上記支援の範囲の取組を1～3年の間で取り組んでいただきます。
- 売電収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組を行おうとする取組が対象です。



## 2. ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催

### 支援内容

発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームを構築する取組を支援します。（補助率定額）

- 発電事業を開始するまでの取組について、専門的知見を有している民間団体が対象です。
- 「1. 地域における活動への支援」の活動に対する各種サポート、発電事業に意欲を持つ方々を対象としたワークショップの開催等を通じ、共通のプラットフォームの構築につなげていただきます。



### お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・地域センター

農林水産省担当課：食料産業局再生可能エネルギーグループ（TEL：03-6744-1507）